

陳 情	受 理 番 号	90	受 理 年 月 日	令和4年11月18日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	学童保育に関する陳情書					

学童保育に関する陳情書

1979年、那覇市内の放課後児童クラブ（以下、学童）に対して初的那覇市単独の補助金が交付されてから今年で43年が経過しました。以降、那覇市の学童に関しては、那覇市議会の皆様のご理解や政策の成果もあり年々学童施設が増加し、現在では112ヶ所の学童が補助金交付を受けております。

日頃の放課後児童健全育成事業の充実にご尽力いただき心より感謝申し上げます。

また、今年度よりこれまで陳情させて頂いておりました、放課後児童クラブの賃借料実額（月額上限255,500円）の補助を開始して頂き誠にありがとうございます。補助が開始されたことで保護者の利用料負担が減少する事となりました。

さらに、今年2月より『放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業』の実施をして頂いた事で、支援員の処遇改善も進んでおります。那覇市の学童保育に関するご理解とご尽力につきまして重ねて感謝申し上げます。

学童保育の役割は、働きながら子育てをする保護者の仕事と子育ての両立を支援し、小学校に通う児童が放課後及び学校休業日を安全・安心に過ごせる居場所を作ることです。保護者が安心して就労できる環境を保障し、児童が健やかに成長できる生活の場・第2の家庭としての学童保育の重要性は高まっており、利用ニーズも年々増え続けております。

今年度も引き続き新型コロナウイルス感染対策を行いながら、学童は原則休所せずに保育を行い続けました。改めて、学童保育の存在が社会・経済活動の循環を止めないために不可欠なものであることが新聞・ニュースでも取り上げられたことから広く社会で認知されることとなりました。那覇市議会におかれましても、学童保育の充実にに関する議論がなされているところと存じ上げますが、早急に解決しなければならない課題が山積しております。

引き続き那覇市にお住いの保護者の皆様が育児・就労を両立し、幼児保育（保育園・こども園など）から学童へとスムーズに継続、かつ保育・施設の質が充実した学童で那覇の子ども達がより安心して生活・成長できる場となるよう、下記の件につきまして対策を講じ、公的な保障を実現して頂きますよう陳情致します。

記

1. 『放課後児童クラブ利用料軽減事業』を継続、さらに全学年対象の事業となるよう拡充してください。
2. 「障害児受入推進事業」「障害児受入強化推進事業」について、那覇市においても国の制度に基づいて補助が受けられるよう、那覇市の補助基準の見直しをしてください。
3. 児童の継続的な健全育成のため、学童保育支援員の担い手確保、処遇改善、継続した就労の保証のために学童保育支援員の待遇に関する、国が実施している補助事業の継続、および新規の事業を開始してください。
4. 新型コロナウイルス等の感染症や台風等の自然災害発生時の児童クラブの対応について

1. 『放課後児童クラブ利用料軽減事業』を継続、さらに全学年対象の事業となるよう拡充してください。

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が開始されておりますが、現在保育園や子ども園を利用する貧困世帯の児童・保護者が、将来学童利用を希望する際に利用料の負担が発生し、『小1の壁』といわれる学童を利用したくても**経済面の負担が大きく利用できない状況**に繋がりがかねません。

令和3年度の沖縄県の生活調査では、調査が開始してから初めて子どもの貧困率が悪化しているというデータも出ております。

安定した生活の保障と、保護者が安心して就労できるよう、令和5年度以降も事業を継続して頂きますようお願い致します。

さらに、現在学童は平成25年度に国が定めた運営指針により、**学童の利用がそれまでの1~3年生から全学年対象となったため、4年生以上の児童の利用も増加しております**。平成29年度より『放課後児童クラブ利用料軽減事業』にて1,2年生の児童を、平成30年度より3年生まで利用料の補助を行っていただいておりますが、現在3年生以下で当事業を利用している世帯は、4年生以上になると当事業を活用できなくなることから、学童の利用を希望しても利用料の負担が増えてしまい、児童・保護者共に利用を諦めざるを得ない状況につながる可能性があります。

そのため、全学年対象の事業となるよう拡充してください。

2. 「障害児受入推進事業」「障害児受入強化推進事業」について、那覇市においても国の制度に基づいて補助が受けられるよう、那覇市の補助基準の見直しをしてください。

現在、那覇市では障がい児の受け入れに関して、『障害児受入推進事業』として専門的な知識を有する職員を配置する際に補助や、4名以上の障がい児を受け入れた際には『障害児受入強化推進事業』としての補助、さらに研修などで障がい児の保育に関するスキルアップの機会を設けて頂いておりますが、現在の那覇市の制度では、**学童から障がい児がいなくなると補助が打ち切られるため**、それまで『障害児受入推進事業』を活用して採用していた支援員を雇えなくなります。現行の制度では障がい児の受け入れが学童運営に直結するため、事業を活用していない学童もあります。

また、『障害児受入強化推進事業』につきまして本来の国の制度では**3名以上の障がい児受け入れがあれば事業の活用が可能**なのですが、那覇市では**4名以上の障がい児がいないと活用できない制度**になっております。子どもの最善の利益を盛り込んだ「子ども権利条約」「児童福祉法」に基づき、学童保育の役割として、学童保育を必要とする子どもの放課後の安心・安全な生活を継続的に保障するとともに、「**障がい児の有無に関わらず**」いつでも学童で受け入れる事ができる体制づくりが必要です。この事業で、障がい児を受け入れる職員を配置している場合に事業が利用できると、安定した人材の確保ができ、いつでも障がい児の受け入れが可能となります。沖縄県内の他の自治体では「障がい児が在籍していない場合でも、障がい児を受け入れることが出来るように職員を配置している場合」でも補助をしているところもあります。

障がいを持つ児童を学童に入れたいという保護者が諦める事なく学童を利用できるよう、また、**常時学童に専門性の高い支援員を配置**、もしくは障がい児の在籍が無くなってからも、すぐに打ち切りするのではなく、**当面の間は引き続き補助していただけるよう制度の変更**をお願い致します。

また、『障害児受入強化推進事業』につきましても、本来の国の制度通り**3名以上の障がい児受け入れで活用**できるよう、**制度の見直し**をお願い致します。

3. 児童の継続的な健全育成のため、学童保育支援員の担い手確保、処遇改善、継続した就労の保証のために学童保育支援員の待遇に関する、国が実施している補助事業の継続、および新規の事業を開始してください。

平成30年度より『放課後児童支援員等処遇改善等事業』を開始、また令和2年度より1学童ごとの補助から支援の単位ごとの補助と、支援員の雇用の為に事業を拡充して頂いているところですが、現状では、保育士、小学校教員や他業種と比較すると待遇面で劣っており、求人を行っても必要な支援員の人員が集まりません。さらに、令和2年度の学童の実態調査でも、支援員の約6割は勤務3年以内に退職し（平成30年度は約5割でした）、10年以上勤務の支援員は1割程度しかいないという実態が明らかになっています。児童の継続的な支援だけでなく、新型コロナウイルス感染防止などの緊急事態、災害や非常事態時の対応を円滑に行うためにも放課後児童支援員の処遇を改善し、専門的な知識と技能を有する支援員が安定して長期で働ける環境づくりが急務となっておりますが、保護者の皆様からの利用料や現在那覇市に実施して頂いている補助事業を活用しても支援員の早期退職が続いている、むしろ悪化している状態です。

新型コロナウイルス感染拡大防止（密の解消）のために新規で学童を開所する際も、現在の運営状況では「放課後児童支援員」の認定資格を持つ支援員の確保が難しい状況です。

そのため、下記の国の事業の開始、および「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の継続をして頂き、学童支援員の確保、長期雇用のための公的な補助をお願い致します。

- ① 「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」：
 - (1) 放課後児童支援員を配置
 - (2) 概ね経験年数5年以上の支援員で、一定の研修を受講した者を配置
 - (3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長（マネジメント）的立場にある者を配置
- ② 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の(2)：「家庭、学校等との連絡および情報交換等（現在那覇市で実施中の事業）」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置する事業
- ③ 「放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業：要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員を配置する事業
- ④ 「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」：遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助する事業

4. 新型コロナウイルス等の感染症や台風等の自然災害発生時の児童クラブの対応について

新型コロナウイルス等の感染症や台風等の自然災害発生時の児童クラブの対応につきまして、那覇市内の児童クラブはこども政策課の指示のもと、開所・閉所の判断をおこなっております。放課後や学校休業時の小学生の預かりを行うという児童クラブの特性上、開所・閉所の判断基準につきましては、小学校・児童クラブ、および那覇市教育委員会・こども政策課の協議や連携が必須であると考えます。

特に発生頻度が高い暴風警報発令時の際の開所・閉所の判断基準については、市内の児童クラブそれぞれで差があるため、那覇市において一定の基準を設けて頂き、それを基に各児童クラブが判断できるようにして下さい。

今後も感染症や災害等の対策は続くと思われませんが、児童に関わる関係機関の連携について、**児童クラブも交えた協議の上**、仕組み作りをお願い致します。